

Number608 号の記事について

2004年12月6日
日本スポーツ仲裁機構
機構長 道垣内正人

1. 株式会社文藝春秋が刊行している隔週刊のスポーツ誌である Number の 608 号 (2004年8月5日刊)に鷲田康氏執筆に係る「スポーツ仲裁機構の存在意義を問う。」という記事が掲載されました。これは、2004年7月14日に仲裁判断が下された日本馬術連盟に対するアテネ・オリンピック代表選考に関する JSAA-AP-2004-001 号事案(馬術)をとりあげたものです。その内容は別添の通りですが、要旨は、仲裁判断が選考基準・過程にいくつかの不適切な面があったことは否めないものの、決定を覆すほど著しく合理性を欠くとまではいえないとの理由で、申立てを退けたことについて -、
 - シドニー・オリンピック水泳選手選考についてスイス・ローザンヌに本部を置くスポーツ仲裁裁判所(Court of Arbitration for Sport)がほぼ同様の判断を示しており、それを受けた日本水泳連盟は選考方法を改善したが、それは日本馬術連盟を含むすべての競技団体が真摯に受けとめるべき教訓だったはずであること、
 - ましてや日本馬術連盟はバルセロナ・オリンピックへの代表選考でもトラブルが発生し、役員が総辞職した過去があり、その反省からシドニー・オリンピックの際は一回の選考会で決定する方法に改めたにも拘わらず、今回再び問題ありとされた選考方法に戻した点は問題であること、
 - 公正、平等の原則を看過し、単なる法解釈にとどまる本件仲裁判断しか出せないようでは、日本スポーツ仲裁機構の存在意義がないのではないかと思われること、- 以上の指摘をするものです。
日本スポーツ仲裁機構としては、このご指摘を真摯に受けとめるとともに、より深く当機構の活動をご理解頂く必要があると思料し、以下のとおり対応をいたしました。
2. 9月13日、当機構から Number 編集部に対して FAX で、次のようなことを伝えました。
 - 当機構の活動は、最終的にはスポーツ界のルールを明確にし、ルールに則った適正・公平な措置がとられるようにすることにあり、間接的な形ではあれ、徐々にその成果は生まれつつあると認識しており、個々の仲裁判断の事例だけを見て云々することは十分ではないこと、
 - 確かに仲裁判断だけを見ると、これまでの4件中3件[その後、5件中4件]では競技団体側が勝っているが、仲裁申立てがあった場合、競技団体に明らかな非があるときには、仲裁手続をするまでもなく、競技団体が決定を改めるよう促すことになり、事実、そのような例が数件あり、そもそも、仲裁手続が実際に行われるのは競技団体側が非はないと判断したものであること、
 - もちろん、我々としては、選手側が申立てれば自動的に仲裁に応じるように規約改正をして頂きたい旨、競技団体をお願いを続けているにもかかわらず、そのような改正をして頂いたのはまだ30団体ほどしかなく、なお力不足を感じていること、
 - 以上のようなことから、一度、われわれの活動を取材して頂くことをお考え頂けないか、それを通じて、スポーツ仲裁について社会的理解が深まれば幸いであること。

3. そして、9月24日、約1時間半にわたり、Number 編集部次長・松井一晃氏と記事の執筆者である株式会社アスリートドリームの鷺田康氏の2名と機構長との話し合いを行いました。その席上、鷺田氏から、次のようなご指摘を頂きました。
- これまで本件仲裁案件の申立人を取材してきた経緯から、日本馬術連盟の選考方法に対しては重大な問題があると意識していたことから、本件仲裁判断末尾に記載された同連盟についての問題点の指摘を読み、そうであれば何故取り消さなかったのかと残念であること、
 - 本件の場合、当初に示された選考基準から代表の最終決定の基準が少なからず変わってしまったことが、選考基準が非常に不明確で恣意的であるとの印象を避けられないものにしており、混乱を招く要因となっており、競技団体の有する裁量権が濫用されているのではないかとと思われること、
 - 競技団体の決定には問題があるものの取り消すほどではないという判断はこれまでの日本スポーツ仲裁機構の活動を知る新聞記者等の間では予想されたところであり、このような判断が繰り返されるとスポーツ界に諦めの気持ちが共有されていってしまい、今後、申立てをしようというアスリートがいなくなるのではないかと懸念されること、
 - 今回のように競技団体が裁量権を濫用することがないよう、選考基準をより具体的、かつ明確にし、その公平な基準の中で選考がなされなければならないのではないかとと思われること。
4. これに対して、機構長から次の通り説明をいたしました。
- 個々の仲裁判断は独立の立場にある仲裁人により構成される仲裁パネルによるものであり、日本スポーツ仲裁機構は仲裁手続の事務処理をする立場にあるので、個々の仲裁判断の内容の当否について云々することはできないこと、
 - 鷺田さんとしては、取材により、日本馬術連盟の代表選手選考の過程で決定を取り消すに価する問題があったと認識されているようであるが、そのような問題点は申立人が仲裁手続の中で立証できなかったことであり、仲裁パネルとしてはそれらを判断の基礎とできないのは当然であること、
 - ただし、仲裁パネルとしても、判断の末尾に記載されている通り、「本件は、日本馬術連盟および連盟関係者が、オリンピック大会代表選手選考の公的な意味を弁えない意識で選考手続を遂行したことに起因しており、その点を明らかにしていれば、本件紛争は起こらなかったと考えることができる。」との判断から、申立人の負担した申立料5万円と、申立人の弁護士費用の一部50万円を日本馬術連盟に負担するように命じていること、
 - これまでの仲裁判断の積み重ねにより、少なくとも代表選手選考について適用されるべきルールはある程度明確化されてきたと認識しているので^(*)、これが広くスポーツ界に認識されるように努力をするつもりであり、そうなれば、これまではぎりぎり団体の決定が維持されたような場合であっても、より厳格にルールが適用されて決定を覆すということもあり得るであろうこと。
5. 以上、この記事にあるご指摘は、少なからぬスポーツ関係者に共有されているところではないかと思料し、上記の松井氏及び鷺田氏のご了解を得て、日本スポーツ仲裁機構の対応等について公表いたします。今後とも、当機構としても努力していく所存でありますので、関係各位におかせられましては、よろしくご理解、ご支援を賜れば幸いです。
-

(*) 競技団体による代表選手選考については、次のようなルールが確立してきているように思われます。

<スポーツ競技を統括する競技団体の運営には一定の自律性が認められ、その限度において仲裁パネルは競技団体の決定を尊重しなければならないが - 、

- 1) 競技団体の制定した規則自体が法秩序に違反し、又は著しく合理性を欠く場合、
- 2) 競技団体の決定がその制定した規則に違反している場合、
- 3) 規則には違反していないが著しく合理性を欠く場合、
- 4) 決定に至る手続に瑕疵がある場合、

- 以上のいずれかに該当する場合には、それを取り消すことができる。>